

第6回東京弁護士会市民会議議事録

- 1 日 時 2005（平成17）年9月26日（月）午後3時30分～5時30分
- 2 場 所 弁護士会館5階502AB会議室
- 3 議 事 東京弁護士会ホームページについて

出席者

〔委員〕

阿部一正、岡田ヒロミ、紙谷雅子、長友貴樹、藤森研

〔弁護士会〕

会 長 柳瀬康治

副会長 川合善明、伊藤茂昭、柴原周成、富田秀実、安井規雄、塩川治郎

嘱 託 小川義龍（広報室）、中島美砂子（広報室）

事務局 小林博隆（局長）、青木静江（次長）

（以上、敬称略）

(開会 午後 3 時 30 分)

【川合善明副会長】 第 6 回東京弁護士会市民会議を始めたいと思います。本日は、委員の皆様方お忙しい中お運びいただきましてありがとうございます。本日第 6 回の市民会議におきましては、「東京弁護士会ホームページについて」を議題にして委員の皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。

今ここにプロジェクターをセットしてございますが、まずこの 9 月に新しくリニューアルされた東京弁護士会のホームページをご覧いただきながら若干のご説明を申し上げまして、その後委員の皆様方からいろいろご意見を頂戴したいと考えております。これから後は議長の紙谷さん、よろしくお願ひします。

【議長・紙谷雅子委員(学習院大学法学部教授)】 では、まず見せていただいでよろしいでしょうか。

【小川義龍囑託(広報室)】 東京弁護士会広報室囑託の小川義龍でございます。よろしくお願ひ申し上げます。長年、東京弁護士会のホームページ、IT 関係の広報を担当しておりますため、今回リニューアルをいたしましたホームページについて私の方からご説明を申し上げたいと思います。全般的に網羅的にご説明をしますので質問等は後ほど承ることとしまして、30 分かそれ以上ぐらい専らお話をすることになりますのご容赦願ひたいと思います。

(以下、映写しながら説明)

今、画面に映っておりますのが、リニューアルされました東京弁護士会の新しいホームページのトップページです。東京弁護士会のホームページは平成 9 年に立ち上げまして、私の知る範囲では全国で 2 番目にホームページを立ち上げた単位会というか、日弁連にも先駆けていますので弁護士会としては全国で 2 番目であると思います。ちなみに 1 番目は、第二東京弁護士会でございますけれども、それに遅れること数ヵ月程度の期間で東京弁護士会もホームページを立ち上げた。ホームページの立ち上げの当初からのスタンスとして、東弁としてはデザインとか永続性とかこういったものを業者委託、アウトソースをして維持していこうと、こういう発想で進めてまいりました。ちなみに当時、最初にホームページをつくった二弁は、弁護士委員の手作りでホームページをつくるというコンセプト、今は既に違うんですがそういう前提で進めていたもので、若干その辺で発想が違った。ちなみに現在ホームページというのは、業者委託をして専門的な、かつデザインセンスもいいものをつくっていくというのがいわば当たり前になってきていますので、そういう意味では東京弁護士会は当初から今に通用するコンセプトでホームページを立ち上げてきた、こういうふうな自負をしております。

平成 9 年に立ち上げをしまして、4 年前にそのホームページのリニューアルをいたしました。それがつい先日まで公開をされていた旧ホームページです。旧ホームページのトップページは、今ご覧いただいているようなトップページで

ございました。この4年前にリニューアルをした東京弁護士会のホームページは、当初立ち上げのホームページを全面刷新（コンテンツ、メニューの改装、デザイン等）をして、かつ、当時、一般市民向けにつくっていたホームページを会員向けにもホームページとして使えるようにしようということで、一般ページと会員ページの2つに分けた。こういった点に特色のあるリニューアルでございましたが、このホームページに対しては、なお情報の検索性が悪いのではないかと、市民向けになっていないのではないかと、操作性が悪い、コンテンツが充実していない等、様々なご意見が寄せられました。その中で特に重要だと、つまり対応が急務であると考えられたものが「操作性の改善」という点でございました。後ほどまた個別に追ってご説明申し上げますけれども、旧来のホームページも業者委託をして専門的な観点でつくってもらったものではありましたが、相当に弁護士会の委員の個別の意見であるとか、弁護士会の委員会の個別の意見であるとか、法律相談センターの意見であるとか、そういったものを全てそのまま盛り込んで、言い方は悪いですがつぎはぎでつくってしまった面もなきにしもあらずでありまして、その結果、コンテンツはどんどん増えてはいったんですけれども操作性が悪い、という結果に至ってしまったということでもあります。したがって、操作性の改善というものを最大のポイントとして今回のリニューアルのプロジェクトを開始したということでもあります。

今回新しくできましたホームページは、今月の9月15日に公開をされて現に今運用されております。このホームページですが、まず今回のリニューアルのコンセプトは、基本的には先ほど申し上げましたとおり「検索性の向上」というところがポイントになっております。検索性が向上するということは、とりもなおさず市民に対するわかりやすい情報提供、それから会員サービスが拡充される、というところに至るわけですから、基本的には操作性を向上する。操作性というのは、プログラムのものだけではなくて、デザインのレイアウト、印象、イメージ等、こういったもの全般にわたる点ということになります。今回のリニューアルは、いわゆるコンテンツ、つまり中身の文章や内容、主に文章として書かれている部分ですけれども、この部分は旧来のホームページの内容をそのまま踏襲しております。したがって、コンテンツが大幅に刷新されているということはありませんので、各項目を見ていけば旧来のホームページと同じような内容が載っているということになります。コンテンツについては日々更新をして増やしていくべきものですので、このリニューアルに際して一気に増やすことは現実的に不可能ですから、今後もまた日々拡充をさせていく予定ではありますが、今回は、コンテンツの大幅刷新、大幅増加ということではなくて、「デザイン、操作性の拡充」という観点でこれからまたご覧いただきたいと思っております。

まず、このトップページが一般向けのページ、一般市民が東京弁護士会を検

索したときに、まず目に入るページです。このトップページで、まず最大のリニューアルポイントは、一番上部のところに、「相談する」「お知らせ」「東京弁護士会とは」という青い横のバーがあります。これを「ナビゲーション・バー」と言いますが、このナビゲーション・バーを新設したというところがあります。これが、要するにホームページ全体にいかにか速く目的の場所に到達できるか、というふうにするための1つのポイントになるわけです。ただ、これはもちろん東京弁護士会がアイデアとして初めて採用したというわけではなくて、多くの企業であるとか最近のホームページというのは、大体上部に横並びの形でナビゲーション・バーというものを設けて検索性を向上させる。こういうのがいわばもうお約束のようになっていますので、それに則ったというものです。また、ホームページの下の部分にも同じように「相談する」「お知らせ」「東京弁護士会とは」というふうに横にメニューが並んでいまして、更にその下に分類が書かれています。このように、メニューの更にその下のメニュー、こういったものもトップページの中にすぐに一覧できるようにした、ということでもあります。

これは従来のホームページと比較をさせていただくとわかりますが、従来のホームページも、トップページに一応メニュー画面はありましたが、「コンテンツ」と書かれた下に縦並びに10項目ぐらいメニューがあるだけだったわけです。そのメニューの上をポイントすると右側に更にサブ・メニュー、まあ一番左側が大分類であるとするれば右側に中分類がポップアップする。マウスを置くと出てくるという形態でしたが、そもそも一番左側の大分類自体がむしろ中分類的な、余り分類されていないような、ただ並べたような形になっているために、これがどうも一覧して目的のページに辿り着きにくいのではないかという反省がありましたので、今回は非常にシンプルな形で大分類を設けまして、その下に中分類としてある程度細かな内容を設ける。その大分類というのが「相談する」「お知らせ」「東京弁護士会とは」、大きく分けるとこの3つですね。3つの大分類、プラスアルファとして右側に「司法修習生のページ」と「法律事務職員のページ」という、一般市民というよりももう少し限定された対象向けのものを付けたと。ですから大分類としては「相談する」「お知らせ」「東京弁護士会とは」というこの3つに絞った、という点も特色の1つになるかと思えます。

この大分類3つの中で、一番左側の一等地を「相談する」というメニューにしたのはどうしてかといいますと、弁護士会のホームページに一体どういう検索用語で辿り着いてきているかというのは分析することができますが、その分析によると、やはり法律相談、何かの具体的問題を相談したいということで弁護士会のホームページに辿り着いてきているという市民の方が多いわけです。そうすると、本来であれば一番左の一等地には「東京弁護士会とは」という弁

護士会の紹介が入るべきところですが、そうではなくてやはり市民の方が来てパッと目に付く。その多くの市民がやはり法律相談をしたくて東京弁護士会のホームページに来ているという傾向があるようですので、目立つところに「相談する」と。しかもこれを「法律相談」という形ではなくて、単に普通の一般用語の「相談する」、こういう形で表現をしたのは今回のリニューアルの1つの特色になっています。また、「法律相談」ではなくて「相談する」としたのは、単に「法律相談」だけではなくて、例えば弁護士の検索、弁護士への苦情、弁護士費用がどうである等、そういった法律相談以上の、もう少し大きな、もうおよそ弁護士会に聞いてもらってオーケーですよという相談項目は全部ここに網羅されている。ですから「相談する」をワンクリックすれば、何か相談したい事項が大概は出てくる。こういう形で括ってあるわけです。旧来のホームページはこの点が、「法律相談」というメニューがあり、また「弁護士検索」というメニューがあり、「弁護士会へのご質問」というメニューがあり、市民が弁護士会に対して何かを問いかけたいという場合にもメニューが3つあって、それぞれをクリックしないと実は目的のページに辿り着けないということもあり得たわけです。ここがやはり検索性の悪さ、操作勝手の悪さにつながっていたというふうに認識しましたので、やはり市民の観点に立って、1つをクリックすれば全部行くという方式がいいのではないかとということで、メニューの今回のリニューアルになったという次第であります。

次に情報量ですが、トップページというのは各ホームページの顔になりますので、いろいろな情報を沢山載せたいという傾向がありがちだろうと思います。これがリニューアルされた東京弁護士会のホームページですが、例えば日弁連のホームページのトップページがどうなっているかといいますと、このようになっているわけです。一見してすごく情報量が多いんですけども、ワッと情報が目に入ってきて、やはり初めて見る方にとってはちょっと抵抗があるのではないかと思います。また、ホームページの作り自体が、スクロールをして下に見ていかないと、マウスをクリックしていかないと全貌が見られない。こういうものです。日弁連のホームページももちろん、非常に情報が豊富という意味ではよろしいと思いますが、東京弁護士会のホームページのコンセプトとしては、初めての市民にとっても一覧して内容がすぐわかる。こういうコンセプトを今回は統一して考えておりましたので、日弁連のように一気に情報がワッと来るような形にはしていない、ということでもあります。

それから、ホームページのトップページの情報量というのは、一般の企業においても非常に少ない傾向にあるようです。例えば、IT系の企業といいますか電子系の企業ですけれどもソニーのホームページなどはどういうふうになっているかといいますと……。パソコンの仕様の関係で真ん中が空白になってしまっておりましてこの点大変失礼申し上げますが、真ん中には、実は簡単なグ

ラフィックのレイアウトが入っているだけでございます。内容はほとんど入っていないんですね。ソニーのイメージ写真的なものがナビゲーション・バーとともに入っているだけです。ソニーのトップページも、ただこれだけです。つまり、トップページというのは顔になりますので情報を沢山入れたいんですけども、実はナビゲーション、操作性をよくすれば、トップページに情報を沢山入れなくても、次にどこをクリックし、次にどこをクリックし、というガイドがうまくできますので、トップページはまさに顔としてイメージだけで構成をすればそれで足りるという形になるわけです。したがって、操作性を向上させるというのは、自ずとトップページ自体をシンプルにすることができる。トップページをシンプルにすることができるということは、自ずとその団体、企業なりのイメージを、イメージ的なものとしてトップページで伝えていくことができる。つまり文章の情報量がワッと来る形にならないようにできる、こういうことであります。

それから、トップページ全体にわたるレイアウトのリニューアルのポイントとして色調（色み）ですが、従前のホームページというのは、特にこの色という色調が設けられておりませんでした。どちらかという、淡い白い紙の上に淡々とレイアウトをしたということなわけですけれども、今回は、やはりイメージというものも重要だろうということで、色みをある程度統一的に設けました。ナビゲーション・バーのところが一番はっきりとわかる場所ですけれども、青色系、寒色系の色みを中心にしてデザインをしているということです。これは、やはり「知的な」というイメージを色自体が色の意味として与えるということです。それを採用したということです。

それからその下の写真部分ですが、今回はこのように、母親のように見える女性と子どもということで家族をイメージするような写真を配置いたしました。今までのホームページは、弁護士会の建物の外観が写っているものです。建物の外観もそれなりに品格のあるような構成だとは思いますが、やはり市民の目から見たときに、弁護士会の建物自体は何か威圧感があるのではないかと、また無機質な感じもするのではないかと。ただビルが写っているだけですので。したがって今回はビル、無機物が写っているのではなくて、やはり人が写っているものを入れようということで、このようなイメージ写真を、これも一体どういう人を写すべきかということで担当者の中ではいろいろ議論をしたんですけども、詳細は今申し上げませんが相当幾つかの案の中から選択をしたものです。

トップページに関してはおおよそ以上のとおりです。1つご参考までに、一番最新の単位会のホームページとして大阪弁護士会があります。大阪弁護士会のホームページは、私から見るとなかなかよくできているなという感じはします。特に市民の観点に立って、非常に弁護士会のホームページならざる、「どな

いしょ.com」というように何か魅くものがある、そういうホームページのように思います。この辺は大いに参考にできるところだと思いますが、東京弁護士会とは、ホームページの作り込みにおいてコンセプトそのものが違うという印象はあろうかと思えます。東京と大阪の、何となく土地柄というような感じもしないでもないですけれども、基本的な発想というかデザインのセンスがちょっと違うように思います。ただ、大阪弁護士会も一応事前に研究はしたんですけれども、例えばトップページに「このサイトについて」という表示があったり、あとナビゲーション・バーも縦にありますもう少し分類できるのではないか、大分類が更にできるのではないかという感じで、情報量がトップページとしてはちょっと多過ぎるのではないかという感じがいたしました。当会はもう少しシンプルな形にしている。この辺はどちらかという趣味の問題もあるろうかと思えます。

トップページに関しては以上でございます。

引き続き、各ページについて簡単にご説明をしていきたいと思えます。

まず「東京弁護士会とは」というところからまいります。「東京弁護士会とは」というページをクリックをしますと、東京弁護士会の中のメニューの説明画面、つまり中分類の説明画面が1ページに出てくるようになっております。従来の東京弁護士会のホームページは、「東京弁護士会って？」をクリックしますと、このような画面が出てきたところです。似たような画面はありましたけれども、今回は、同じメニューのためのワンクッションとしての画面として、ただメニューを並べるだけではなくて、東京弁護士会のごく簡単な概要、アウトラインをここに説明させて単なるメニューの羅列にならないように、この先のメニューには一体どういうことがあるのかということの、ごく入口としての粗筋みたいなものですが、そのアウトラインを簡単に書く形にしております。また、右側に「東京弁護士会とは」というメニューを設けまして、あらゆる視点でとにかくナビゲーションできる。つまりこの画面を見ておわかりになるように、一番上の横のナビゲーション・バーの「相談する」「お知らせ」云々と、ここでナビゲーションできます。それから右の縦並びのところ、「東京弁護士会とは」の中のナビゲーションができます。それから、全く同じナビゲーションが一番下の四角で括った部分でもできる。目に付いたところに全てナビゲーションができる、そういう仕組みをつくっているわけです。

「東京弁護士会とは」の中で、例えば「東京弁護士会の概要」というのがありますが、東京弁護士会の説明がこのようになされています。表組みと図で説明をし、かつ、スクロールも余り長くないようにせいぜい2画面分ぐらいでまとめる。3画面、4画面になるようであれば別にもう1ページ設けるという形で、余り縦長にならないように配慮しております。旧来のホームページは、専ら文章で縦に延々と説明をするという形でありましたので、やはり一覧性を

欠きますし読みにくい。せつかくのホームページなのにイメージがしにくい、という反省がございました。それから例えば「役員からのご挨拶」というページです。従前のホームページは会長のご挨拶があるだけでしたが、今回は理事者全員の顔が見える方がよろしいだろうということで理事者全員からご挨拶をいただきましたし、また、それぞれの写真も極力こやかに写っていただく。会長のお顔も今回はこやかに写っているということです。個別に全部説明を申し上げませんが、このような形で「東京弁護士会とは」という説明をしているところであります。これは一般的に東京弁護士会が何をやっているのか、どんな活動をしているのか、東京弁護士会のアウトラインをここでおおよそ説明をする、こういうコンテンツです。

次に「お知らせ」です。この「お知らせ」は、デザインは同じですので特に申し上げることはありませんけれども、コンテンツの中身としましては、単純にイベントの情報を告知するものと、弁護士会が一般市民の皆様にご案内したい、弁護士会からいろいろと啓蒙したい、そういうものも含めて「お知らせ」の中に載せております。したがって中身としては、イベントの告知的なもの、「イベントのご案内」というものや、それから弁護士会の意見としていろいろと市民の皆様方に伝えたいもの、これは非常に重要な意義のあるものだと考えておりますけれども、それが「東京弁護士会の意見」という形でここにまとめて全て記載をしてあります。従前のホームページはこの点がやはり各メニューにばらけておりました、例えば「イベント情報」という形で「What's New」のところに、これは最新のものだけでも記載をしていたり、あとは「東京弁護士会って？」という、本来弁護士会の単純な紹介をするべきところに「会長挨拶」と並んで「会長声明」があります。同じ「会長」が付いても、会長のご挨拶と声明というのは意味が相当違いますので、同じ「東京弁護士会って？」という中に分類されてしまっていたところを今回は正しく分類をし直したということです。

次に「相談する」の項目です。先ほどご説明しましたように、「相談する」というのは法律相談に限らないということです。網羅的にいろいろなメニューを設けてあります。特に、このように1つのところに相談関係を全部集中させたというのは、市民からのアクセスが直ちにできるようにする、こういうコンセプトに基づいたものです。従前のホームページでは、相談の関係は「法律相談」というコーナーがあり、またその下に「弁護士会へのご質問」というコーナーがあり、複数に分かれていましたのでこれをまとめたということです。それから、例えば「相談する」の中に「借金問題」という分類がありますが、具体的な問題に関してクリックをするとこのような個別のページに至ります。この個別のページも、相談窓口としてこういったものがあるのかということをおおよそご紹介をしているわけです。また、弁護士会の法律相談センターというの

は沢山ありますが、それぞれのセンターで専門分野が設定されているものがありますので、例えば借金問題に関しては神田と四谷の法律相談センターが専門のセンターですからそこがトップに来て、かつ色分けをしてわかりやすく、市民の目がそこに向くように配慮したということです。また、同じページの上の部分に「相談窓口一覧」と「よくあるご質問」という2つのナビゲーションを設けてあります。同じ「借金問題」をクリックして「相談窓口」を見ることがもできるし、また「よくあるご質問」の方をクリックすると、借金問題に関してごく簡単なよくあるご質問を、この場でオンラインで見ることができる。こういう仕組みになっています。従前のホームページでは、相談窓口に関するページは、一律に法律相談センターの案内ということで、およそ東京弁護士会が係わっている法律相談センターの窓口を全部ただ羅列しただけ、というふうになっておりました。これでは、一体どこに相談に行ったらいいのか。まあ、もちろんどこに相談に行ってもいいことはいいんですが、例えば霞が関の法律相談センターに借金問題で相談に行くと、多分、神田や四谷に行ってくださいと言われると思うんですね。いわゆるたらい回し状態です。これは市民の皆様にとって不親切だろうということで、このように窓口を羅列するのではなくて、今回のホームページのように、まず、お悩みの問題を切り口にして、その問題から一体どこに行けばいいのかというのをホームページ自体ですぐにわかるようにしているということです。それから、今回は「窓口一覧」と「質問」を同じページに載せましたが、従前のホームページでは、これが分かれて記載をされておりました。「センターのご案内」と「法律相談Q & A」というのが別のページに載っていましたので、やはりこれも「問題」という切り口から、「センターのご案内」から「法律相談Q & A」から全部1つの同じページに載った方がわかりやすいだろうということで1つのページに載せた、ということになります。

尚、「相談する」という中分類の四角で囲われているメニューですけれども、「逮捕/刑事事件」「離婚・相続/家事事件」「交通事故」「借金問題」を特に取り上げ、その下に「その他の問題」ということで更にまた細かく分類をして、相談窓口などにアクセスできるように配慮しております。これも本来であれば全部の類型をメニューとして載せたいところですが、それではやはり一覧性が悪くなるだろうということで、質問・相談の非常に多い典型的な相談や緊急性のある刑事事件に関して、1、2、3、4ということで、刑事事件、家事事件、交通事故、借金問題の4つをピックアップして、これはメニュー階層を1つ上げて特別扱いにしているということになります。

次に、「司法修習生のページ」「法律事務職員のページ」はそれぞれの対象向けのページですのでご説明は省かせていただいて、「会員専用ページ」をご覧に入りたいと思います。この「会員専用ページ」は4年前のリニューアルのときに設置をしたもので、今回もやはりデザインのリニューアルではありますけれ

ども、一般の方はここから先はアクセスはできないようになっています。東京弁護士会の会員と、その会員の事務所に所属する事務職員がアクセスを許可されているところです。会員向けのホームページも、デザインのレイアウトは全く同じですが、ここは会員の専用ページですよということが会員にとってすぐにわかるようにするために、ナビゲーション・バーの色みを、青ではなくてグリーンを基準に、そこだけを変えてあります。したがって、グリーンなのか青なのかで、会員自体は一体今自分はどっちのページにアクセスしているのかわかるようにしてあるということでもあります。また、写真も当然また差し替えてあるということでもあります。会員向けのホームページについては、一般市民向けのホームページではないために、一般市民の皆様はこちらにアクセスしませんので、会員が検索しやすいようにするという点をデザインの主眼に置いてあります。したがって、相当に専門用語であるとか、あるいは専ら文書のみで出てくる。原則、図解等はしておりませんけれども弁護士自体が情報の獲得源として、今後こういったページをますます使えるようなそういう受け皿としてデザインをしていっているものです。

また、これはリニューアルしてということではないんですが、昨年度からストリーミング放送と言いまして、弁護士会の研修をビデオ録画をしてそれを会員のホームページで放映する。これを年に何回か試験的に去年運用しておりまして、それが、例えば多摩支部の会員であるとか東京弁護士会の建物に短時間で来られない会員が事務所にいながらにして弁護士会の研修を見ることができる、ということで昨年度好評を得ましたので、また今年度、来年度以降、その辺のストリーミング放送を本格的な運用にもっていく、そういう受け皿としても会員向けのホームページを使えるような仕組みになっております。また来年度以降、会員がオンラインで各種申請をここからできる。いわゆるホームページでオンラインショッピングというのがありますけれどもそれと同じような発想で、現在、会員の事務手続は専ら 6 階の窓口に来てやるのが原則になっておるわけですが、そうではなくてホームページを使って会員が、事務所にいながらにして各種申請などができるようなそういう仕組みをつくらうとされているところです。これはホームページのリニューアルだけで対応できるものではないので、事務局のコンピュータの刷新などと同時並行で今検討中で、そのための受け皿としてここが使えるような仕組みにしてあるということでもあります。

会員向けのホームページのコンテンツについては、会員向けの、まさに専門的な内容が比較的書かれてありますので、今回説明は割愛させていただきたいと思えます。

以上で、今回リニューアルになりましたホームページの説明は終わらせていただきたいと思います。どうも失礼いたしました。

【川合副会長】 それでは、ここから先は議長にお願いいたしまして、今のホ

ホームページに関するご質問・ご意見、あるいはそれぞれ委員の方々が所属されている団体のホームページ等について、ご発言いただきたいと思えます。

【紙谷議長】 カウンターは付けないんでしょうか。

【小川囑託（広報室）】 カウンターを付けることは可能ですが、あえて付けていないというか、最近、企業のホームページだとかそういったものではカウンター自体付けない傾向にあるようです。どちらかという企業だとか先進的な団体のホームページのデザインセンスに倣ったものをそのまま使おう、という形でやっております。一応、アクセス数などは毎月月次のレポートで業者から来ていますので、会としては把握をしております。

【紙谷議長】 実際には、どのあたりが一番アクセスが多いですか。

【小川囑託（広報室）】 法律相談関係がもう圧倒的です。

【紙谷議長】 カテゴリーとしても「法律相談」ということで、今ですと「相談する」というところに全部入ってしまうような感じですか。

【小川囑託（広報室）】 そうですね。従前ですと、「法律相談」の「法律相談 Q & A」であるとか「弁護士検索」であるとか、法律相談センターの案内に行くリンクであるとか、その辺のクリック数が圧倒的に多いですね。

ちなみに、毎月のアクセス件数は約 11 万 2,000 件ほどです。いわゆる「グーグル」という定評のある検索エンジンで「弁護士会」で検索をしますと、リスト中 2 位に東京弁護士会は出てまいります。ちなみに「弁護士会」で検索をした場合の 1 位は日弁連、2 位は東弁、3 位は一弁、4 位は大阪弁護士会、5 位は二弁、6 位は名古屋弁護士会です。それから「弁護士」というキーワードでグーグルで検索をしますと、これはちょっと残念ながら 4 位に東京弁護士会が出てきます。1 位は日弁連、2 位は一弁、3 位は個人のホームページです。それから「東京」というキーワードと「弁護士」というキーワードで、アンド検索（両方兼ねた検索）をしますと、1 位は東京弁護士会、2 位は一弁、3 位は二弁という形で出てまいります。

【安井規雄副会長】 調布市役所のホームページも当然あると思えますが、かなり詳細ですか。

【長友貴樹委員（調布市長）】 載せる情報がものすごく多いんですね。だからこそ要領よくつくっていかねばいけないということであり、そういう意味の苦情は絶えないんですね。自分が欲しい情報に辿り着かない。それはもちろん、一つ一つのご批判とか要望に応えるようにはしますが、先ほどの話にもあるように、パッチワークじゃ駄目なんですよ。やはり変えるなら思い切って全て骨格を変えないと駄目だということで、先ほど来のお話は私にとっても大変参考にはなるなという感じでお聞きしていました。

では、ご質問の中にも幾つかあったのでその線に沿って考えてみますと、私どものつくっているホームページのコンセプトは、そんな特別なものか。ホー

ムページをつくるというのは、やはり欲しい情報が誰でも簡単に容易に入手できる。それから、いつでもどこからでもアクセスできるということは恐らく変わらないだろうということですから、余り特別なことはない。こちらのホームページと同じで平成9年に開設をして今に至っています。当初は2名の広報課の担当職員がいてこの2名でホームページの内容をコントロールしていましたが、情報量が飛躍的に増えてきて「あれも入れたい、これも入れたい」ということになってきた。それは各家庭においてパソコンが普及したのと相まってですけれども、そういう情報が増える中で迅速な情報公開をのために、平成14年に1回リニューアルをしております。そのときから、とても1人や2人の貢献ではホームページの運営ができないということで、全ての各セクションで情報を作成して公開するシステムにしました。その方が内容を迅速に、また正確を期して伝えることができるということをやっている。あと、音声読み上げソフトの普及に伴って、視覚障害者にとってホームページが貴重な情報入手手段になってきているということも、我々にとってはやはり力を入れていかなければいけない観点になっている。PDF版を掲載する場合は、テキスト版を掲載するようにしたり、音声読み上げに正しく対応する情報の作成に努める。こういうようなことにだんだん力を入れるようになっていきます。

運用実績は、利用件数(アクセス件数)は平成16年度実績で約436万件です。利用件数が多い項目は、市のホームページという性格上、やはりまず「手続関係」、それから「市からのお知らせ」「施設案内」「広報・相談」という順番になっています。例えばということ言えば、我がまちでは、首都圏でも有数の規模の大花火大会を毎年夏に開催しますが、これが近づくときには、もうそれに関するアクセスだけでものすごい数に上るところは、やはり私どもの情報がどういう観点で有用かという、そういう遊びのイベント情報だけではないですがかなり顕著に傾向は出てくるという感じです。それから、1週間のうちで新規に公開したものというのは、毎週幾つかあるんですね、かなりの量に上るんですが。これに関してはメルマガを採用してまして、登録いただいているのは主に市民が多いと思いますが、これは受動的に、自分がアクセスしなくても新規情報を入手することができる。これは私が市長になってからは是非つくりたいということで平成15年8月に開始して、まだそんなに多くはありません、850人程度の登録者数です。早く4桁に乗せてその中身も充実させていきたいと思っています。これは毎週金曜日の午前1時を期して配信をしております。私自身もこの会員ですから、毎週送って「今週はこういうニュースがあったのか」と情報を得るようにしております。

利用者による意見、評判についてということですが、最近はパブリック・コメントということでホームページを見てご意見をいただく場合も増えてきたということで、私どもも市からの情報だけではなくて市に寄せられた主なご意見

に対する市の対応も、年間 10 回ほどの市民との意見交換の場でよくお聞きすることにしております。そういう中で、市に対するいろいろな施策を込めてホームページの活用に関しても具体的に、できれば我々は、褒めていただくのは有り難いんですが褒めていただくことは余り重要ではなくて、批判・改善点についてご意見をいただきたいと思っています。私がメール等も目を通していただいて、ごくざっくりと言うと、ある程度は市民生活にとって役立って、特定の方にとってはなくてはならない存在に既になっている、ということと言えます。ただ、先ほど申し上げましたように、見やすさということに関しては、どうしても私どもはそこに収集する情報を増やす傾向にまだありますので、批判をされる方からは「どんどん見づらくなっている」「自分が辿り着きたい情報に時間がかかってしょうがない」という指摘があります。今、他の評判のいい市のホームページも十分に参考にさせていただいた上で、骨格（フレームワーク）を変えよう、第 2 次の見直しをやるよ、ということを考えております。ただ、これはそれ相応のお金がかかるので、慎重に行う必要があります。今日はそういう意味で、お聞きしていて、ナビゲーション・バーの作り方なんかはやはり非常に大まかな粗いところから入っていて、かつ、その内容は一応第 1 ページで見られるようになっていて、こういう作り方がいいんだろうなあとか、幾つか参考にはさせていただきます。

ホームページに対してご意見をというのがありましたので続けて言わせていただくと、私自身もちょっと見させていただいたのと、こういうことに関しては若いの方が感覚がいいので、若手の職員 1~2 名に見てもらって「忌憚のないことを教えてくれ」と言いましたので両方の観点からの意見だと受け取っていただいていると思います。非常に漠然とした言い方で恐縮ですが、総括的には、「弁護士または弁護士制度、それから弁護士会をよく知っている人には物足りなく、知らない人にとってはちょっとわかりづらい」という面があるのではないのでしょうか。それから弁護士費用に対する情報などに関してそういうものを中心に、「一般市民が概略から詳細がつかめるようなところが物足りないと感じる人がいるのではないか」。包括的にはそういう意見がありました。

具体的には、まずナビゲーション・バーについてですが、私はご説明はよくわかるような気がしました。やはり何が一番情報量として必要とされているかということでこういう並べ方、配置にされた、それはそれなりに私自身はわかりました。ただ、他の者が見たときに、やはり、しかし弁護士会というものの存在・構成がトップに来ないということは、感覚的に、このホームページ全体がリーズナブルに並んでいるんだろうかというイメージをパッと持たれるおそれはあるのではないかと思います。「相談する」がトップに来るということは、普通、違和感があるんじゃないですか。何回も言うように私自身は先ほどの説明は大変わかりやすいので思い切ってこうされた意義はあるなと思いましたが

れども、裏腹な観点のイメージを持った人間もおりまして、「東京弁護士会とは」「相談する」「お知らせ」という並べ方の方が最初の違和感を取り除くことができるのではないかと、ということが1つ。それから、弁護士を探すというのがやはり一般的な感覚ではここにアクセスするときに大きな要因だろうということであれば、「弁護士を探す」は「相談する」から独立をさせてナビゲーション・バーに取り入れられたらいいのではないかと、そういう意見もありました。

あともう少し細かく個々の内容についてということに關すると、「相談する」から「相談センター」へ、画面展開されるわけですが、そこを見ようとしたときに、相談センターが何なんだろうかというのがその途中にないものだから、やはりこれは、ある程度弁護士会を知っている方以外にはどうなんだろうという気がします。あるいは、アクセスしなかったところにそれはあったのかも知れませんが、それはちょっと探しにくかったということかもしれません。

それから、「相談する」から「弁護士を探す」にアクセスをしたときに、弁護士の紹介画面に展開する前に3点の事項への同意を求められています。それで「弁護士会は一切の責任を負わない」との記述があって、これは理に適ったことだなぁというふうに理解は頭の中ではできないことはないだろうけれども、しかし、それであれば、この画面を設けられることの意義に照らし合わせたときにマイナスのイメージもまたあるんでしょ、ということでもあります。誰が読んでも、そういう但書を最初に念頭に置いてということであれば、この意見を言った人間はちょっと辛辣な言い方なんですけれども、この欄は仕事が少ない弁護士の紹介ページであり、このような同意をさせなければならぬほど弁護士とのトラブルというのは多いのかという不信感を抱かせることがありはしないのか、と。そういう印象を持った人間がおりました。それから、アクセスする人間は当然のことですけれども非常に良心的で誠実な弁護士に辿り着きたいと思ってこの欄を見るということであろうと思います。そういうことからすると、逆に、もちろん弁護士の方の名前を挙げるということではありませんけれども、トラブルの多い、トラブルになりやすい弁護相談のパターンですね、「こういう際にはこういう弁護士の方にはご注意を」というふうに書いていただいた方がむしろ見る側からすると参考になる。素人にはそういうようなイメージも捉えやすい情報となるのではないかと、という意見がありました。

あとは、「東京弁護士会とは」という欄に、これもあるのかもしれないんですけども、もう少し当初からの設立目的、経緯等も書いていただければ、より弁護士会の理解には役立つんでしょう、という話がありました。あと、今までのこの市民会議の議論の場で、私ども地方自治体も含めている法曹界というか模擬裁判制度みたいなものにご協力もいただけるというのはありましたので、それは大変結構なことだと思っています。そういう観点で私どもとしては、青少年によりよい形でこういう制度全体を理解してほしいと今までにも思

っていたわけでありませう。そういう観点からすれば、どこかに、まあ大人が主にアクセスするのではありますけれども、学校の先生等のいろいろな社会制度の説明にも役立つという意味では、お子さんが見てわかりやすいようなページ、親しみやすいような説明もどこかに入れていただくと大変有り難い。これは市の職員であるからこそその発想かもしれませんけれども、そういうようなことがございました。

私が一番最初に申し上げましたように、なかなか簡略で見やすいなあというのは、共通した、これを見た人間の感想であった、ということは一言付け加えさせていただいた上で、若干、気の付いたことということで何点か申し上げました。以上でございます。

【紙谷議長】 余りにも立派な前例ができてしまったのでなかなか難しいですね（笑）。阿部さん、いかがでしょうか。

【阿部一正委員（新日本製鐵株式会社知的財産部長）】 我々、会社のホームページも最近是非常に充実しております、いろいろな種類の情報が沢山載っていて、やはり自分が知りたい情報にいかに速く行くかというのも一番の問題になっていることはまさしく弁護士会の方と同じですが、企業の方はどちらかというと会社をよく知ってもらおうとか、要するに会社のためにというところが非常にはっきりしているものですから、そこはもっとやりやすい話で会社の紹介とか商品メニューとか技術の紹介とか、もうちょっと細かくいろいろな製品の企画の話だとかそういうことが中心になっています。最近では就職情報とか、まず学生が就職するためにはエントリーシートか何かがあってそこに登録をするとか、そういうものによく使われております。それから総会の関係の書類とか、それから議決権行使が最近では電子メールでできるようになっていますのでそういう関係、そういう法定書類とか環境白書、定款、営業報告書、有価証券報告書等、会社に就職したい人から見ると非常に沢山の情報が載っているし、株主からしてもかなり興味のある情報が結構載せられているんじゃないかと思えます。

ただ、弁護士会あるいは先ほどの調布市の公共団体とは若干機能が違うんじゃないかなと思うんですね。やはり公益を大事にしなければならないような団体は、本当に難しいなあという気がします。つまり、どういう人を予定してホームページをやるのか。ものすごくいろいろな種類の人がありますから、それを全部満足させようとするとは非常に大変なので難しいとは思いますが、ただ、弁護士会の話だけに焦点を当てて言いますと、日弁連と各弁護士会の関係がよくわからないというか、どっちにアクセスした方が情報がとれるのか時々迷うことがあります。それから今、各弁護士会が皆さんホームページを持っていますが、みんなそれぞれ工夫を凝らしてやっているものですから、もっと何か統一的なルールがあった方がわかりやすいんじゃないかなと思うんです。この弁護士会

はどうなっているんだろう、この弁護士会はどうなっているんだろうと思って1つのことを調べようと思うときに、各弁護士会のホームページによって全然アクセスの仕方が違ったり、あるいはそこへアクセスしても何か別な観点から書いてあったりしているところがあるので、今、創意工夫ということをする時代なのかもしれませんが、余り創意工夫の方だけに力を入れると、それぞればらばらになって若干使いにくい面があるんじゃないか。やはり我々は同じようなものだと思っているわけですね、各弁護士会の機能というのは。だから創意工夫というものと統一性というものがあつた方がいいのかなという気がします。

これは質問ですが、日弁連と各弁護士会との間では、お互いにこういうふうなテリトリーというか分野をこうしましょうねという約束事はあるんでしょうか。

【小川囑託(広報室)】 ホームページに関する限りはありませんね。ITだとかOAに関して携わっている委員がお互いに面識があつたりするので、そういう事実上の情報交換をしたりすることはありますが、いわゆる公式に調整をしたり、あるいは何らかの機関で何かスタンダードをつくつてということはないですね。

【阿部委員】 僕らみたいにどちらかというところかなりプロフェッショナルなレベルから言うと、やはり各弁護士の能力とか、過去にどういう事件を手がけてどういう成果が上がったとか、そういうところを非常に調べたいという欲求があつて、弁護士年鑑みたいなものはあるんだけど非常にアップトゥデートが遅いものだから最新の情報がよくわからないんですね。だからそういうのがこのホームページから詳しく取れると非常に有り難いと思いますが、その辺はいろいろと差し支えがおありと見えてなかなか思うような情報が上がっていないというふうに感じております。

【紙谷議長】 ホームページからどんな情報を欲しいのかというのはかなり様々ではないかなということだと思いますけれども、岡田さん、いかがですか。

【岡田ヒロミ委員(消費生活専門相談員)】 私は3つの弁護士会を外から見て、それぞれに特色が分かるような気がするのですが、今回のホームページのトップページを見せていただいて、それがはっきり出ているな、という感じがします(笑)。特に東弁の旧ホームページの弁護士会館のビルはとても親近感が感じられません。それに比べて今回ののはとても明るくて家庭的でいいなという感じがするし、色も清潔な感じがしていいと思います。

ただし、相談者も相談するところをホームページでアクセスして、そこでどうにもならなくて消費者センターへ来るといふのがあつたんです。その先が、かなり地方の行政書士だったり司法書士だったり、何で東京からそういうところへアクセスするかがわからないんですねけれども、多分アクセスしやすいような

ホームページになっているんだろうと思うんですね。その辺、実際のを見ていないんですけども、たまたま相談者がプリントアウトしたのを見ると、もう何でもやるというような専ら売り込みの感じなんです。相談は無料だというふうな感じで入っていくんですけども、最終的には必要でもない書類まで作られてお金を取られて全然状況がかわらないからというので、警察にまず行って、警察から消費者センターへ誘導された、というのがあったんです。センターとしては、「解決しないからもうあなたとの契約はやめたい。ついては消費者センターへ相談したい」というメールを送るよう助言したわけです。そうしましたら、「業務は終わっていない。やめるについては何十%かの損害賠償をしろ」というのが来まして、何だこれ、という感じを受けたんです。それをその地域の行政書士会にクレームとして上げてもらっても全然受け付けてくれないという感じで、これから先ますますこういう関係のトラブルが消費者センターに入ってくるんじゃないかという感じがします。ですから、消費者にとって一番有効なホームページに近づいてほしい、アクセスしてほしいんです。それから考えると、先ほどおっしゃったように、紹介はするけれどもクレームというかそのことに関しては自己責任だよという言い方をされると、多分消費者はそういうところへ頼まないだろうというのが1つ。

次に消費者自体、東京弁護士会、一弁、二弁の区別がつかない。日弁連との区別もつかないわけです。先ほどホームページのアクセスの件数を聞いたときに、一弁、二弁の順位では、一弁が結構高いですよ。やはり消費者の認識としては、「二」よりは「一」がいいだろうし、では「東弁」の「東京」というのは何だろうか、というふうに思っているんじゃないかと思うのですが。もう1つは、弁護士自体が名刺に所属の弁護士会名が入っていないんです。あれもやはり不親切じゃないかなと思います。というのは、消費者が相談に行って名刺をもらってきたと言うんですけども、それはどこの弁護士会に属しているかわからないから、日弁連に聞かなければいけないわけです。だから名刺に「東京弁護士会所属」とか「会員」とか書いてあれば、即、そちらにこちらからも何らかの情報を知りたいとかそういうアクセスもできるし、あとは、消費者問題に関しては東京弁護士会が一番歴史も古しいし、詳しい先生方も多いとかそういう誘導もできるんです。

ですからそういうこと等を考えますと、まあ「相談する」が最初に来たのはとてもいいと思うんです、私たちの立場から。でも、果たしてどのぐらいの人、消費者がそこまで行くのかなということに関しては、せっかく苦労なさっているんだけど何かもったいないなあという感じがしました。

【紙谷議長】 藤森さん。

【藤森研委員（朝日新聞社編集委員）】 大変丁寧に教えていただきましてありがとうございます。いろいろな細かい心遣いやアイデアを用いながら大変なん

だろうなということはあるんですが、私のような電子オンチの者にとっては、前のと今回のスタイルと、趣味の違いかな、という感じがしないでもない(笑) 大変失礼ですが好みもあるだろうな、という感じもいたします。今日、来る前に新しいホームページを見てきました、僕がまずクリックしたのは、「相談する」みたいな実務的なものではなく、冷やかして入ったから非常に特殊だと思いませんけれども、憲法改正国民投票法案の9月22日の会長声明でした。それを読んで「へえ、いいなあ」と思っておりました。旧ホームページにもあったわけですが、一番下の位置だったので、何となく今の方が僕には引きやすいなということでしょうか。あと、先ほど長友さんがおっしゃったように「弁護士を探す」をやってみまして、いろいろなるほど前提を付けてから入っていかねければいけないんだなと思いましたが、入っていくと、開示されていない部分も沢山ありましたけれども、それなりに一生懸命開示の方向で努力しておられるなということを感じました。できるだけオープンにして選択をさせようということですね。

あと、今出ているトップページで、「相談する」「お知らせ」「東京弁護士会とは」という大分類、ナビゲーション・バーと言うんですか、これはすごくやりやすいなと私も賛成でございます。それは前より明らかに改善されたところだろうと思います。ただ、一番下に、「相談する」の内容、「お知らせ」の内容と、全部ありますよね。その意味ではダブリになっているわけですね。それから、先ほど見たページでは、下の方と右側にもダブリで全部ありました、項目が。これがはやりなんでしょうか。僕は何かちょっともったいないような気もするんですが、スペースが。

【小川囑託(広報室)】 あえてダブらせているんですね。特にほとんどのページはこのレイアウトで、つまり3つダブっているんですね。要するに、どこに視点が行っても移動ができるようにする。こういう趣旨であえてダブらせている。私もこれを自分で検証したわけではないからわからないんですけども、いわゆるホームページの作成の専門業者にも依頼しているんですがその分析によると、やはりダブらせる方が一般的に操作性がいいというふうを感じる人が極めて多いんだそうです。ですからスペースとしては確かにもったいないんですが。というか、見ると半分ぐらいがナビゲーション関係で中身の部分が半分ぐらいしかないんですが、この方が操作性がいいと言われているのでそれに従ったと、こういうことです。

【藤森委員】 わかりました。あと、面白かったのは、先ほど見せていただいた会員向けのところで、裁判官についての評価を求める双方向型です。あれは何に使うんでしょうか。

【伊藤茂昭副会長】 現在、裁判官の、10年ごとに再任の手続がありますね。再任の手続が大きく変わってきて、かつては最高裁が再任するかどうか決める

だけだったんですが、現在は地域の指名諮問委員会という一般の方を入れた会議がございまして、そこに弁護士会から情報を上げるという仕組みができたんです。それを弁護士会の中で、自分が担当した事件の裁判官に対する意見があったらお聞かせください、という委員会をつくりましてそれを上げる仕組みのものをやっています、ホームページでも、「情報をください」ということで呼びかけている、こういう仕組みなんです。

【藤森委員】 よくわかりました。最後に、私の属する朝日新聞社の「asahi.com」を紹介します。主に「無料でニュースをお知らせします」ということに使っていて、一日に800万ページビューがあります。それは無料ですが、まあ日本じゅうそうですね。それから外国の新聞社も1週間ぐらい、例えばサンフランシスコクロニクルなんかも、記事を全部無料で出しているんですね。データベースになると有料化しますが、レイアウトの仕方としては、新しい東弁さんののちょっと似ているかな。新着情報部分がやはり一番メインになって目を引くようにという感じでつくっているようです。それで上のナビゲーション・バー方式も同じで、例えば「朝日新聞社から」などというのをクリックすると、社としてのお知らせなどがスッと出てくるという形になっています。以上です。

【紙谷議長】 ありがとうございます。私のところはどうなっているのかといいますと、最初に大学が勝手につくって、今、法人がそれを上からコントロールしているアンブレラの下にいっぱい入っている。いっぱい入っているということは目的地になかなか着かないという、常にそういう文句が出ております。一番アクセスの多いページは入試に関する情報で、そこにいかに速く行かせるのかというのが毎年議論になりますが、やはり偉い人の顔を速く出したいという人がいたりしてなかなか思うようにいかない。今は大分隅の方に追いやられているんですが、何となくそういうふうになっております。アクセス数はちょっと聞かなかったのですが。あとは、各部門まで下りてきてしまうとそこが責任を持ってやるということで、最初の2~3レベルぐらいまでは一見すると共通する枠組みになっているという形で作っております。どういうのがいいのかというの、若手の職員にいろいろ聞いて選んでもらったんですが、しばらくすると、やはりあのセンスは古かったというのが2~3年後に出てくるのでもうそろそろ変え時なのかなあと思っておりますが、全部変えるのはやはり大変ということで上だけまたちょっと変えるという、ここと同じような議論が出ています。しかし、大学の時の流れからいたしますと、5年というのは割とつい最近のことなので「つい最近変えたばかりではないですか」というクレームが、ちょっと提案をするとそういうふうに沢山出てくるので、うらやましいなあと思いつつ、なかなか要望には反映されないような仕組みになっております。

戻りまして東弁の方ですが、情報量が結構少ないんですよ、1ページごとに

関して。それは、先ほどの、これから先に行くところを沢山出せば出すほど、そのページに入っているのは少なくなってしまう。例えば、もちろん相談をしに来る、困った問題を抱えている人というのかなり大きいと思いますが、それこそ、生徒の夏休みの自由研究の対象としての弁護士であるとかというようなことを考えた、例えば日本の弁護士の歴史であるとか、いつからこんなふうになっているとか、単位会と日弁連との関係はどうです、日本では全員がどこかに所属しないといけないんですよ、というようなことから、全部そういうことを網羅するような、いわば情報それ自体があったらもっといいのかなと。日弁連と弁護士会との関係がわからないというのも、多分そこを調べても全然出てこないわけです。「19世紀末からありました」と書いてありますが、その後どうして「一、二、東京」ができちゃったのというのはちょっとわからないわけですし、それはひょっとすると階層の一番下の方で提供する情報で十分なのかもしれませんが、例えばこれから法律家になってもらう人をもっと増やすとか関心を持ってもらうとかという観点からすると、そういう情報があった方がいいのではないか。例えば、一般的に企業ですと百年史とか五十年史とかに載っているような情報も実は最近はそういうところで見るというのもありますので、そういう情報があったらいいのかなと思います。

これは要するに誰を想定してページをつくっているのかというときに、もちろん困った人が相談に来る。先ほど一番最初に伺った、どこを一番利用しますかというのはまさにそういうことで、確かに「相談する」をトップに持つてくる理由もそれなりに現実を反映しているということだと思いますが、例えば「法の日」についてみんなにもっと知ってほしいというときには、三弁護士会が共同でそのときのためのホームページを立ち上げて、そこからみんなのところにリンクが行けるようにするとかというような企画もあっていいような気がしますし、弁護士会だけではなくて司法書士会等隣接法律職などとの共同で何かをするということも考えられるのではないかと思います。「弁護士会Q&A」というのももっとずっと下まで行くと私が言ったようなことが書いてあるのかなという気はちょっとしてはいたんですが、たしか私が見た限りでは「1890年の…」という1行だけしか歴史に関してはなかったような気がします。例えば、余り知らない人に「ここを見たら日本の弁護士制度がわかりますよ」というようなものがあれば、私も学生にそう言えばラクかなあという気もするんです（笑）。「自分で探さない」と言ってもホームページだとすぐに見てくれる、「本を探さない」と言うと全然探さないという最近の現実があるもので。

今ちょっと気になるのは、「個人情報保護方針」というのを一応挙げてらっしゃるんですけども、これはどういう形になっているのかなということと、どのくらい皆さんここにアクセスしますか。ほとんどゼロですか。

【小川囁託（広報室）】 アクセス数は把握していませんが、余り多くはないと

思いますね。

【紙谷議長】 こことか「プライバシー・ポリシー」みたいなものは、ほとんどやはり皆さん関心を持ってらっしゃらないですか。

【小川囑託(広報室)】 上位でそこをアクセスしているというのは、レポートの中には余りないですね。

【紙谷議長】 それがやはり一番問題かもしれないんですけども。あと、英語のページはどうなっていますか。

【小川囑託(広報室)】 英語のページは、一般的なことを網羅的に説明しているにとどまっています。全コンテンツの英訳はちょっと難しいので。

【紙谷議長】 例えば、英語の場合の法律相談等はどうなっているんでしょうか。

【小川囑託(広報室)】 東弁のホームページは、概略をこの程度記載しているぐらいで、あとは、それ以上のものにはなっていません。

【紙谷議長】 そうすると、例えば「弁護士を探す」で、「英語で対応が可能です」とか「中国語で対応が可能です」などという、そういうような検索を英語で入れたりするのはなかなか難しいと。

【小川囑託(広報室)】 技術的には容易なんですけど、多分費用的に、データベースの構築というのは結構お金がかかる部分なのでその対応がどうかというところです。

【紙谷議長】 むしろこちらまで連絡していただくと個人ベースで接触した方が速い、というそういう感じになってしまうということですか。

【小川囑託(広報室)】 そうですね。「外国人相談窓口のご案内」をせいぜい英語でさせていただいて対応した方が、という感じでしょうか、現実には。

【紙谷議長】 恐らくほとんどの日本のホームページは、どちらかというとも基本的には内向きで済んでしまっているということだと思いますし、日本語のわかる人口相当数だという前提からすると今のところそれでいいのかなという気もしますが、いずれは何らかの形でニーズはあると思いますし、それこそこの問題に関してはもっと複数の弁護士会で横断的に考えた方が、共同した方が賢明かもしれないなという気がします。特殊、東弁の問題ではないような気がします。私のところにも個人的に「中国語のできる弁護士さん」とか「国際結婚して離婚したいんだけど誰が一番いいと思うか」というのは結構ありますので、そういうふうに考えると需要はあるのかなという気がします。今、家庭からアクセスできる人は人口の15%ぐらいでしょうか。もっと上がっているんでしょうか。とすると、実はこれにばかり頼っているのは東弁の情報には十分には伝わらないと思うんです。あるいはもうちょっと高いんでしょうか、どのぐらいなんでしょうか。

【柳瀬康治会長】 15%よりもっとありそうな気がしますが。

【紙谷議長】 でも、うちなんか、10台パソコンが転がっていますから、そういうことを考えるとちょっとわからない。

【岡田委員】 消費者センターに入ってくる相談では、結構インターネットでアクセスして入ってくるのが多いですね。いわゆる悪質業者のサイトなんかを見て、自分が契約した先はそこだからセンターでどうにかしてくれとか言ってくる。ただ、センターではそういうサイトを根拠に解約させることはできないということをするんですが、なかなか納得しないんですね。「公になっているだろう」と。そういう使われ方をしているんです。

【紙谷議長】 まあ、ひよっとすると、ちょっと能動的な人が多いかもしれない……。

【岡田委員】 そうですね。聞く耳を持たないですね。

【紙谷議長】 かなり岡田さんは困ってらっしゃるみたいですがけれども（笑）、ホームページでどんな人が、先ほどメルマガとの違い、受働的・能動的な、メルマガだと自分で探さなくてもどんどん新しい情報が入ってくる。それに対してホームページというのは、やはりある程度自分で行かないと読めない、情報が入らないということになりますと、かなり積極的にこうしようと思って探そうと思っているという部分には非常に効果的かなと。で、ひよっとすると、もっとこっちの方に情報があれば動くかもしれないけれども、という人をどうやって開拓していくのかというあたりを、ホームページというのは常に問題として持っているかなという気がいたします。メルマガのような仕組みというのはもう既にやってらっしゃるんですか。

【小川囑託（広報室）】 会員向けのメルマガは定期的に発行していますが、一般市民向けのメルマガは今は発行していないので、追って、発行自体の検討は大いにできると思うんですね。システム的にも難しくないと思います。

【紙谷議長】 例えば先ほど出てきましたように、弁護士会の意見みたいなものであれば、何かある程度登録した先に「こういうものを出しました」と。これは弁護士会としてかなり広く知ってほしい、わざわざホームページに見に来てくれるのではなくて座ってでも押しかけていっても知ってほしい、というレベルの情報ではないかと思いますが、何かそういう「登録しませんか」みたいなものがもう1つここにあってもおかしくないのかなという気がします。そういう意味で大変面白いことかなという気はいたします。但し、メーリングリストに沢山登録をしていると、朝開けると沢山入っていて、もうとても見る気が起こらないのでババババッと消してしまうという現象も他方ありますので大変難しいかなと。効果的に情報を伝えるというのは大変難しいなと私も思います。一応市民会議は勝手なことを言わせていただくということで（笑）、是非、探しに来る人を待っているだけではなくて積極的に情報の押し売りをしていただければと思います。他に何かありますか。

【岡田委員】 結構、弁護士さんの名前を使われたりした架空請求がありましたよね。ああいうのはホームページで、「こういうのがあるけれども当弁護士会には全く関係ありません」というのは出ているんですか。

【小川囑託(広報室)】 旧ホームページでは、それが非常にトピックになっていたときにしばらくコンテンツとして設けていたんですが、今はちょっと落ち着いたというか大体行き渡ったところもあるので、コンテンツとしては今閉じています。

【岡田委員】 そうですか。ものすごく巧妙になってきているんです。昔よりももっと悪質になってきています。そんな弁護士はいないとか、いるが勝手に使われたりとか、そういう情報を出していただくと、受け取った人間は、電話がかかり難いときなど助かる。

【伊藤副会長】 それはこちらの委員会で継続的に取り扱っておりまして、4月の段階では、実在するのに近いところを名乗った、埼玉県に本拠がある犯罪者集団が、ハガキで、そこに戻ってきたのだけで700~800通あったんですよ。届かないで戻ってきた。届いたのはどれだけあるかということ、非常に巧妙な手口で、その中には詐欺的な文言が書いていなくて、そこへ電話すると詐欺が始まっていくという詐欺の端緒なんですけれども、それは警察にも告発いたしましたし、弁護士会の記者会見もいたしましたしある程度新聞でも取り上げていただいて、それと同じような形式のものが、いろいろな形で、手を変え品を変え、かつ1週間に1回ごとに更新した日付で全国的に出ているという事案があるんです。例えば化粧品なんかを売った代金が少々残っていますよという形で、これは相当な数ですね。暗数で被害に遭っている方もおられると思うんですね。積極的にそれは同じものが続いています、今は新しいものが出る度に弁護士会としては対応しています。更新する前の4月、5月ごろには、それを毎日載っている形にはしておいたんですけれども。

【岡田委員】 消費者センターで一々ホームページにアクセスして情報提供するという時間的な余裕もないもので、本人が自由にアクセスしてそれを見て安心してくれればと思います。

【伊藤副会長】 法律扶助協会に似た名前であったり、非常によくある名前で、たまたま実在の名前とヒットするときが出てくるんですけれども、かなり悪質だと。

【岡田委員】 住所は少し違うが、電話番号は完全に違うんですよ。でも弁護士さんは実在している、というものも過去にありましたよね。

【紙谷議長】 それは、本人が知らないうちに名前を使われているんですか。

【岡田委員】 多分個人情報が漏れて、そうでしょうね、知らないうちに。

【紙谷議長】 そういうのをどういうふうにして警告を出すのかということ、やはりトップページにワッと出すしかないですね。でも、被害というか、ハガキ

をもらった人が弁護士会のホームページをそういうときに見るかと思われるかと聞かれると…。

【岡田委員】 確かにそうなんです。ですけども、やはり最近年代も幅が広がっていますし、それからお年寄りでも結構パソコンをやるような方も増えてきていると思います。

【小川囑託(広報室)】 今、ちょっと事務局に話を聞きましたら、非弁委員会が担当していて、内容をアップデートしたものを委員会の方で検討中のようにです。そのため、旧来のものをちょっと外しておいてくれということで委員会の方から要請があったみたいなので、追ってまた新しいものが上がるかもしれません。

【伊藤副会長】 「トピックス」のところは何を載せていくかというのを、その都度その都度、大体1週間ぐらい検討して何を載せようかという形でやるんですが、それをズーッと載せておきますと、インパクトがどの程度かというのと、どの程度効果があるのかと。新聞、マスコミに書いていただくのが一番そういう意味では効果があります。

【岡田委員】 その「トピックス」のところ、例えば被害者弁護団とかそういうのもバンバン出していただけないでしょうか。消費者から「テレビで言っていたけれどもどこの弁護士さんだろうか」と聞いてくることありますが、それは日弁連に聞いてもわからないんですよ。それぞれの単位会に聞かなければいけないのですが、「トピックス」の欄にそういうのがあるとすごくいいですよ。

【柳瀬会長】 今のは若干難しい問題がありまして、被害者弁護団というのは私的な弁護団なんですね。東京弁護士会とか日弁連が公認している弁護団ではないんです。その一方で、例えば110番を、日弁連がやる時は全国規模で、東京弁護士会がやる時は東京だけでやる。例えば過労死問題110番とか、これは弁護士会がやる。これをホームページに載せているわけです。ところが、今言ったような特殊な被害者弁護団というのは個人の活動ですから、その人たちを公的な弁護士会が支援できるのかという問題が若干ありまして、本当は支援してもいいんですが。だからその区分けが難しい、というのがちょっと悩みなんです。

【岡田委員】 会員組織ですからね。しかも、例えば消費者問題委員会の弁護士さんたちがグループでやりますよね。

【柳瀬会長】 はい。ですから消費者問題委員会もやっているのですが、そういうものはもろに出すわけですが、個別の弁護団になってしまうとちょっと別な問題が発生してしまう。こういう問題が若干あるんです。

【岡田委員】 その辺は外からわからないし、あと、弁護士会等が認めることができるような被害者弁護団というのは、そうしょっちゅうはできないですよ

ね。けれども消費者問題委員会の先生方というのは結構頻繁に、まあ弁護団とは言わないけれども、相談や 110 番をいろいろやっています。ああいうのをチラシではなくてホームページで流してくれると、ずっと普及すると思うんです。

【伊藤副会長】 私的な弁護団でもホームページを開設する、独自にしたりというのはありますけれども。ただ、「東京弁護士会」と付いているのと付いていないのでは大分インパクトが違うし、やはりある程度は区別はしないとイケないというのはありますよね。

【岡田委員】 何か途中からそういうことなのか、被害者弁護団の人たちも名称を変えてきましたよね。

【紙谷議長】 それを真似されるわけですよね、また。恐らく詐欺の組織などで被害者弁護団という名称を使って……。

【岡田委員】 わけのわからない被害者弁護団というか、そういう情報も入ってきます。

【紙谷議長】 恐らく今の話とちょっと関係して、「東京弁護士会ホームページ運用指針」のあたりと関係しているんでしょうけれども、かなり限定的にリンク先を考えているように理解したんですね。6条のところ、弁護士会、司法機関、政府機関、国際機関、研究機関、その他公的な機関、当会所属の公設事務所ということになりますと、非常に限定的に、例えばアスベスト被害者の何とかみたいなものを立ち上げてやはり私的な関係だということになるんでしょうねというふうに思いまして、そうすると、ここへ行ってすぐにパッと目的地に行けるという形もなかなか難しいのかなと。

【富田秀実副会長】 例えばアスベストなどは、今、公害・環境特別委員会でやっているんですね。夏期合宿をして、実際、東弁の方ではかなり早くから研究・勉強をして、ただ、内部的な勉強が多かったのでこの秋には外部的なシンポジウム等をやろうと今企画していますが、それは委員会が何をやっているかで出てくるんですね。実際にシンポジウムとか東弁主催になればそれは表に出すことになりますけれども、そこまで行く前になかなか発信できないという部分があります。委員会名の中でそれがわかってくる。

【紙谷議長】 その辺がやはり「何か弁護士さんに相談したいんだけど」みたいな情報としてはなかなか使いづらいところですね。どちらかという運用指針は、私の印象では比較的堅いというか限定的な、最大の目的は誤解されないことである、というポリシーで作られているのかなと（笑）。

【岡田委員】 やはり弁護士さんの数が多くて、いろいろな弁護士さんがいらっしやるんでしょうね（笑）。

【柳瀬会長】 弁護士情報、専門家の情報、報酬問題が今一番の悩みなんです。専門性を余り弁護士情報の中でやってしまうと、誰が認証してるの、という問題が出る。かといって個人的に勝手に名乗ったらまたこれは問題だと。それを

ホームページにどうやって反映させるか、というのが1つの悩みです。それから報酬も、前は報酬基準というのがあってそれを載せていたんですが、公取委が競争制限だということで全部廃止させちゃった。弁護士会もそうですけれども、廃止した関係で報酬を自由にしちゃった。そうすると報酬の基準なるものが出せない。弁護士会でいろいろ苦労して目安を出そうかと言ったんですが、公取委は目安も駄目だという話になりまして、そうすると、今いろいろなことを考えて、例えば多くの弁護士からアンケートをとったらこの程度のものでしたよ、というのを作って出そうかとか考えていますが、専門家の問題と報酬の問題、これはホームページにとって非常に難しい。かつ、市民が最も知りたがる情報が一番出しにくい我々の情報という関係にあって、それが一番の悩みというところでしょうか。

【紙谷議長】 ホームページだけではないですよ。報酬の話は前にもお話ししましたが。

【柳瀬会長】 はい。市民窓口のところでも出ましたけれども。

【紙谷議長】 先ほど阿部さんがちょっと話した、この事件をどの弁護士が担当しているというのは出てくる、それは事実なわけですよ。例えば判決文の中にもちゃんと書いてある。そういう形で出すのは大変難しいですか。

【柳瀬会長】 その情報が、我々の問題点としては、ひとつ平等に出せるかという問題が1つあるわけです。会員を平等に、まあ株主みたいなものですから平等原則みたいなものが1つありまして、そうすると何から情報を取ってくるか。今、判例の情報やなんかは法律雑誌に公表された判例というのがありますが、それだけではないいろいろな事件を扱っている人が、判例になったものだけが弁護士の実績かという、そうではない部分、大体民事事件の80%ぐらいは和解で終わっているわけですから、判例に出た事件だけが優秀な弁護士がやっているという誤解を招きかねないということで、それもちっと公的な情報としては扱づらい。但し、個々の弁護士が自分の事件を使うことは、依頼人が承諾していればいいということにはなっているんです、広告規定の中では。したがって個々の弁護士のホームページにアクセスすれば、書いてある弁護士は何十人か何百人かはいるんだけど、弁護士会の情報として扱うのはどうかということとそこもちっと悩みの種でして、なかなかそこも扱づらいなあという問題がある。だから結果的には平均化してしまうから、先ほどの話ではないが、知っている人は物足りないし知らない人は役に立たないというこの問題にぶつかってしまうわけです。

【紙谷議長】 先ほど、判例集に載っているだけではなくて、判決は出ているけれども判例集に載っていないというのが日本の場合山ほどございますよね。本当はこれは公的な記録だからどこにも載らないのはおかしいんじゃないかと、私など個人的に思ったりするんですけれども、ちゃんと最高裁の判決であるけ

れどもどこにも載っていないとあたかも自分は何もやらなかったように見えるという不満があるとしたら、それは何となくよくわかるといういろいろな意味で問題かなと。それから、今、和解は80%くらいですか。それはアメリカよりも低いですね。アメリカは90%でしたから。法廷まで行く前に90%というふうに言っていますし、それから裁判をするだけが弁護士の仕事ではない、予防であるとか交渉であるとかが重要だという議論をするのであれば、この吸収合併を私は手がけました、という形も専門性を示すことになると思うと、おっしゃるように何を基準にするのかというのは非常に難しいので、結局、本人の自己申告に待たざるを得ないというふうに言われると、そうかなあと思いますが、こちらからするとやはり知りたいです。率直に言えば知りたいです。

【柳瀬会長】 ただ、我々としては、それを東弁のホームページに載せたときに、確認のしようがないんですね。自分の情報ですから。例えば「M & Aに携わりました」と載せたときに、「本当ですか。じゃ、誰に聞くの、それは弁護士だけに聞けばいいの」という話、いろいろな問題が出てきまして、有名なものだったらわかっているという話になるけれども、そこがいろいろな問題が出てくると。

【紙谷議長】 それから、ビッグネームの下で本当は自分が一番重要なところを書いたんだと思っている若手もいるかもしれないですし、そうなってくると、いや、だから自分はちゃんとノウハウを持っている、偉い先生の名前しか出ていないけれど。ですよ。その辺もかなり難しい問題になるのかなという気がします。

【阿部委員】 アメリカだと、そういうのは調査会社かなんかがそういう出版物を出していますよね。

【紙谷議長】 弁護士が2万人のときには、大体皆さん名前を見て「ああ、あんな人」と、少なくとも中ではわかっておりますが、これが20万人、100万人になってくると、「え？それは誰」と大半の弁護士についてお互い思うようになりますから、どこかで何らかの方法が必要になってくるのかなという気はいたします。言いたくはないですけども、法科大学院を出て試験に通らなかった人がどうなるのかということも含めて、あの人は通っていないのにあたかもみたいなことをしているとかというもののチェックとかということのも、やはり重要になってくるのかなと。今からとても心配しております。

【柳瀬会長】 例えば、今後増えるときになると、我々弁護士会はどうしても規制の方向へ。今までは、例えば名称は自由だったんですね。例えば「法律相談センター」と言ってもいいし、「日本一法律事務所」でもいいということで名称は自由だったんですね。ところが増えてきますとどうしても規制をしなければならぬということで、規制の規約を作ろうということをして今日弁連は考えていまして、品位に係わるようなものは駄目だとか、抽象的な名前の場合、人

が使っている名称を次の人は使えない。個人の名称、私、柳瀬だったら「柳瀬法律事務所」というのは柳瀬が誰でもよからうということになるわけです。それからあと法律事務所の中に、分断使用の中でも合理的ではない分断使用を禁止する。例えば「法律会計事務所」程度ならいい。弁護士は税理士業務もできますから、「法律会計事務所」はいいけれども「法律政治事務所」などというのは駄目だとか、そういう規制を今考える。そうすると、増えてくるとどうしても方向性としては、昨年、職務基本規程という取締規定を抜本的に、昔は「倫理規程」だった。それを「規定」に直した。それが取締規定に直って、今度もまた名称問題も、結果的には取締規制になっていく。だから人数が増えることに備えると、前向きよりも後ろ向きの取締りの方向じゃないか、ということは今執行部側は一般会員から批判されているというのが実態です。

【紙谷議長】 いかにも弁護士会は大変なのかという話に最後はなってしまいましたが、本当は普通の人に役に立つ方向はどこなのかというのが一番重要なことで、そのために、いろいろなことを自由に言わせていただく会合であると思っているのですが、一般の人というのをどういうふうに想定するのか、あるいは一般の人がホームページなり弁護士会に来てもらえるようにするにはどうするのかということについて、今日のいろいろな意見が少しでも参考になればと思います。

【川合副会長】 どうもありがとうございました。では、会長からご挨拶をお願いします。

【柳瀬会長】 今日は、東弁のホームページを見ていただき様々なご意見をいただきました。先ほど私の方から、弁護士会が今苦労しているという苦労の話ばかりさせていただきましたが、ホームページもその1つの縮図でございまして我々も悩みながら1個ずつ、ホームページのトップ画面に書いてあるように我々は「あなたにとって身近な弁護士会をめざしています」ということで、市民のために何が一番使いやすいホームページなのかという点を模索すると同時に、弁護士の情報をいかに市民に多く流し続けるかということを一生涯懸命やっていきたいと思っております。

今後は、こういう役割は政府の方でも日本司法支援センターということで全国につくりまして相談のアクセスのポイントをつくっていかうと。その中でも弁護士会に対するアクセスというものは地方公共団体あるいは消費者団体等とともにあるわけですが、そうした中で、具体的にどのような目安を持っていかにかに多くの情報を市民に伝えていくかに意を払っていきたいと思っておりますので、今後ともいろいろなご意見をお寄せいただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

【川合副会長】 今日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後5時30分)

(了)